

# アパマンオーナーのための『不動産税務通信』R6.1月号



**取得価額が10万円以上の備品は全て固定資産として計上しなければなりませんか？**

**3年にわたって経費化するか、若しくはその年に一括で経費化することも出来ます。**



**備品購入  
(15万円)**



一般の固定資産  
として計上

それぞれ法定耐用  
年数により減価償却

**一括償却資産**

- ・取得価額**20万円未満**の資産に適用できる
- ・複数資産を纏めて一の資産として計上できる
- ・資産の種類を問わず**3年間で均等**に経費化する
- ・償却資産税の**対象にならない**

**少額減価償却資産**

- ・取得価額**30万円未満**の資産に適用できる
- ・一**単位**の資産ごとに適用する
- ・取得した年に**全額**を経費化する
- ・償却資産税の**対象になる**
- ・1年につき総額**300万円**まで

※20万円(30万円)未満の判定は、税抜経理を採用しているときは税抜金額で、税込経理を採用しているときは税込金額で判定します。

## どれを選ぶのが有利？

- ・とにかく**今年の経費**を増やしたい  
⇒**少額減価償却資産**にすればその年の経費が増える
- ・今年は赤字だから**経費を将来に持ち越したい**  
⇒**一般の固定資産**として数年に渡り減価償却する
- ・固定資産台帳の管理など面倒な**事務手続きを減らしたい**  
⇒**一括償却資産**ならまとめて一律3年で償却できるうえに償却資産税の対象でないため台帳管理が簡素

原則として10万円を超える備品は固定資産として計上することになりますが、30万円までは全額その年に経費化するか3年均等で経費化するかを選ぶことが出来ます。自身の経営状況と照らし合わせて有利になる手段を検討しましょう。

税理士：新町 聡子



福岡県出身。元銀行員。中小企業法人の税務に10年たずさわった後、不動産税務を専門といたく東京シティ税理士事務所へ入所いたしました。お客様が些細な心配事も安心して相談できるよう心を込めてサポートさせていただきます。



電話・面接相談

新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）



TEL：03-3344-3301

Mail：ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間09:30～17:30